

# 始良市有害鳥獣捕獲隊員募集要項

## 1 始良市有害鳥獣捕獲隊募集の趣旨

有害鳥獣による農林水産物の被害や生活環境被害の増加に対応していくため、始良市有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）を市民に周知することと、積極的に活動できる方で資格要件を満たす方を幅広く隊員として募集し、効果的で効率的な捕獲隊編成を目指します。

## 2 捕獲隊の概要

### (1) 捕獲隊の設置目的

捕獲隊は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）及び始良市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領の定めるところにより、被害防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合の農林水産物被害や、生活環境の悪化、人身への危害（以下「被害等」という。）を軽減するために有害鳥獣捕獲を行うものです。

### (2) 捕獲隊の活動

捕獲隊は、市の指示に従い、次に掲げる活動を行います。

- (ア) 隊員は、鳥獣捕獲事業指示書（以下「指示書」という。）に基づき捕獲活動を行います。なお、市から出動要請を受けた場合は、被害発生場所において事故の可能性が低いわな設置を優先して捕獲活動を行います。
- (イ) わなによる捕獲活動は、必ず現地に有害鳥獣捕獲用の標識板を取り付けて行います。
- (ウ) 銃器による捕獲活動は、原則 2 人以上で行います。
- (エ) 地域から追い払いの要望等があった場合は、地域の方々と一緒に追い払い活動を行います。
- (オ) 捕獲活動を行う際は、市から発行された従事者証、指示書を必ず携帯し、捕獲隊の帽子、腕章及び狩猟用ベストを着用のうえ活動を行います。
- (カ) 隊員は、県や市等が開催する鳥獣被害防止対策の研修会等に積極的に参加します。

### (3) 捕獲隊の組織

- (ア) 捕獲隊員の選出は公募を行い、始良市有害鳥獣捕獲隊編成内規（以下「内規」という。）第 4 条の資格要件を満たす者を捕獲隊員として登録します。
- (イ) 捕獲隊は、旧町単位を基本とします。今後、状況によっては、旧町単位に関係ない組織編成を行う場合があります。
- (ウ) 各班に班長 1 名を置きます。
- (エ) 班長の選出は、編成された班の隊員の中から決定します。

### (4) 捕獲隊の職務等

捕獲隊の代表は、市の有害鳥獣担当課長とし、役職、隊員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- (ア) 代表は、捕獲活動の全体把握を行い、必要に応じて班長会議を召集します。
- (イ) 班長は、市からのあらゆる情報を集約し、班の隊員に周知を図ります。
- (ウ) 隊員は、指示書に基づき活動するものとし、出動要請の連絡を受けた場合は、被害発生場所に出向き捕獲活動にあたります。

- (エ) 隊員は、隊員自ら安全及びトラブル防止を図るとともに、地域住民から活動要請等があった場合は、有効な捕獲活動を行うように努めます。

### 3 捕獲隊の従事期間

令和6年4月1日から翌年の3月31日までの1年間（原則、狩猟期間を除きます。）。

### 4 捕獲隊員の資格要件（内規第4条抜粋）

#### 1 捕獲隊員は、次に掲げる資格要件を満たす者とします。（基準日：原則1月31日）

- (1) 市内に居住し、狩猟免許を所持し、令和5年度狩猟者登録を行っている者。  
（ただし、他市町村で有害鳥獣捕獲活動を行う者を除く。）
- (2) 有害鳥獣捕獲事業の趣旨を理解し、地域のために活動できる者で、自治会等の地域活動に積極的に参加している者。（始良市では、自治会への加入を推進しています。）
- (3) 有害鳥獣捕獲の指示及び出動要請等を受けた場合に、積極的に出動できる者。
- (4) 市税等の申告を適正に行っており、市税等に滞納がない者。※市税等の申告期限は、3月15日（所得税と同様）
- (5) 過去2年以内に禁固刑又は法による罰金刑以上の刑を受けたことがない者。
- (6) 前年度において、狩猟事故等（狩猟期間及び狩猟犬が起こした事故等を含む。）や関係法令の違反等を起こしていない者。
- (7) 銃器を使用して捕獲する者は、狩猟者登録をして1年以上経過した者。
- (8) 健康状態が良好で、原則過去1年以内に入院したことがなく、捕獲活動を行うにあたり支障がない者。
- (9) 始良市が推進する事業等を理解し、積極的に協力する者

#### 2 捕獲隊員が次の事項に該当する場合、事故等発生の翌日から翌年度の捕獲隊員の資格を失うものとします。ただし、同項第3号の規定に該当した者は、捕獲実績の有無にかかわらず、年度当初からその資格を失うものとします。

- (1) 狩猟事故等（示談が成立している場合を除く。）を起こした者（狩猟犬が起こした事故については、狩猟犬の飼い主のみでなく、その同行者全員を対象とします。）。
- (2) 関係法令に違反した者。
- (3) 指示された以外の方法で鳥獣を捕獲したと認められる者。（2捕獲隊の概要(2)捕獲隊の活動(1)を含みます。）
- (4) 内規第4条の資格要件について、虚偽の申告をした者。

### 5 補助金に関する事項

#### (1) 隊員手当

隊員手当は、捕獲隊員の活動実績（活動報告書を含む。）及び始良市有害鳥獣捕獲隊員手当支給基準に基づき、各隊員個人へ直接支払います。

#### (2) 実績補助金

実績補助金は、捕獲隊員の有害鳥獣捕獲期間内の捕獲実績に応じて支払うものであり、個人へ直接支払います。

#### (3) 隊員手当及び実績補助金の支払い時期

隊員手当及び実績補助金は、年度末に集計を行い、支払額を決定後、4月末に個人へ直接支払います。

## 6 応募に関する事項

### (1) 応募資格

捕獲隊の応募資格は、「4 捕獲隊員の資格要件」のとおりです。

### (2) 募集要項等の配布

#### (ア) 配布場所

- ・ 始良市役所蒲生総合支所 農林水産部 農政課 鳥獣対策係
- ・ 始良市役所加治木総合支所 農林水産部 農政課 加治木農林水産係
- ・ 始良市役所始良総合支所 農林水産部 農政課 始良農林水産係
- ・ 始良市ホームページからダウンロード

(HPアドレス <http://www.city.aira.lg.jp/>)

#### (イ) 配布期間

令和6年1月15日(月)～令和6年1月31日(水)

#### (ウ) 受付期間

令和6年1月15日(月)～令和6年1月31日(水)

※期限後は、受付いたしません。

#### (エ) 応募書類

- ・ 令和6年度始良市有害鳥獣捕獲隊加入申込書
- ・ 有害鳥獣捕獲従事に関する誓約書
- ・ 狩猟免状の写し
- ・ 狩猟者登録証の写し
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証(銃器使用者のみ)

※許可証の有効期間と用途欄を確認します。郵送の場合は、確認ができるページの写しを同封してください。

#### (オ) 提出方法

応募書類を直接持参又は郵送(1月31日(水)必着)で始良市役所蒲生総合支所 農林水産部 農政課へ提出してください。なお、持参の場合は、各総合支所でも受け付けます。(土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分)

## 7 選考に関する事項

### (1) 応募書類、応募資格等の確認

提出された応募書類は、市で適切に保管することとし、確認を行い、内容について照会等を行う場合があります。

### (2) 審査基準

提出された応募書類を審査し、内規等に基づき、資格要件の適否を判断します。

### (3) 選考結果について

資格要件の適否判断後、内定通知を送付します。(2月末頃)

内定通知送付後、市税等の申告確認を行い、従事者証の交付をもって本決定とさせていただきます。

## 8 担当部署

〒899-5392

始良市蒲生町上久徳 2399 番地

始良市役所蒲生総合支所 農林水産部 農政課 鳥獣対策係

電話 0995-52-1211 (内線 221) FAX 0995-52-1219

E-mail [chojyutai@city.aira.lg.jp](mailto:chojyutai@city.aira.lg.jp)